

会 議 要 旨

会 議 の 名 称	令和 6 年度第 2 回川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
開 催 日 時	令和 6 年 8 月 6 日（火） 1 0 時 3 0 分から 1 1 時 4 0 分まで
開 催 場 所	川越市総合福祉センター 3 階 社会適応訓練室
出席者（人数）	1 7 名
欠席者（人数）	1 名
事 務 局 職 員	市 ：福祉部副部長兼福祉推進課長、福祉推進課職員 社協：事務局長、地域福祉課長、地域福祉課職員
傍 聴 希 望 者	1 名
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 （1）「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」進行管理について （2）「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」中間評価について 4 その他 5 閉 会
配 布 資 料	資料 1 令和 5 年度みんなでつくる福祉のまち川越プラン 総括シート 資料 2 令和 5 年度みんなでつくる福祉のまち川越プラン中間評価報告書 資料 3 重層的支援体制整備事業実施計画 修正箇所 資料 4 第四次川越市地域福祉計画取組実績の指標一覧 ○令和 6 年度第一回地域福祉専門分科会 会議要旨 ○「めぐり逢エールかわごえ」について

議 事 の 経 過	
事 務 局	1 開会 ○過半数の委員出席による会議の成立の報告 ○会議資料の確認
	2 挨拶 ○会長挨拶
議 長	3 議題 ○会議公開についての承認 ⇒ 異議なし ○傍聴希望の確認 ⇒ あり（１名）
	(1)「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」の進行管理について ○資料１に基づき、事務局（市福祉推進課）から説明。
委 員	(質疑等) ●多機関協働事業についてPDCAサイクルで循環させる流れが必要、とあるが、各事業についてそれぞれ縦割りで行われるのではなく、支援を通じてピックアップされた地域課題が他の事業に反映されるといったような、全体的に関わっている関係機関で検討し実施していくということが重要ではないかと全体を通して思う。事業が進むにつれて縦割りが進んでしまうという自治体もあると聞いているので、御留意いただきたい。
事 務 局	⇒（福祉推進課）多機関協働事業で案件を進める中で、各方面から多くの関係者に来ていただき、それぞれができることを共有しながら進めているところである。
	(2)「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」中間評価について ○資料２・３・４に基づき、事務局（市福祉推進課）から説明。
委 員	(質疑等) ●資料４の４ページのＲ５中間目標値とＲ８目標値について、単位が異なっているのはなぜか。
事 務 局	⇒（福祉推進課）もともと指標値を地域資源の数としていたが、今後の３年間は「めぐり逢エールかわごえ」の参加者数に目標値を変更したためである。

委員	●資料４の５ページの避難行動要支援者名簿を備えた自治会の割合について、どこの自治体も割合を増やすのが課題だと聞いているが、Ｒ５中間目標値が５０％のところＲ８目標値が８０％になっている。地域の協力を得て目標に近づける方策は何かあるのか。
事務局	⇒（福祉推進課）Ｒ８目標値は、川越市の最上位計画である総合計画の数値と合わせている。３０％増というのは高いハードルではあるが、これまでどおり自治会からの協力を得ながら対応していく。法律が改正された中で、要支援者名簿だけではなく要支援者に対する個別計画も策定するよう示されているため、自治会だけではなくケアマネジャーや民生委員が協力して要支援者への支援をしていこうという流れになっているので、自治会の割合が増加することを期待しているところである。 ⇒（社協）個別支援という枠組みの中では、社協で行っている安心サポートネットや法人後見の事業の中で、それぞれの方の住宅の構造や場所などを考慮し、ヘルパーやケアマネジャーと個別に避難計画を作成し、周りの支援者とケアミーティングをしながら話し合いをしている。
委員	●先日、民生委員児童委員協議会連合会理事会（民児協）の中で、市から避難行動要支援者名簿についての説明があった。以前は自治会への名簿の提供については覚書を取っていたが、今年度は覚書を廃止し、各自治会長に渡したいというのが市の方向性だとのことだった。 災害時に助け合うということは、民生委員一人では不可能である。災害時には多くの協力者がいた方が支援できる。民児協としては自治会に名簿を渡してほしいと要請しており、８０％と言わず、ぜひ１００％を目指してほしい。
委員	●自分の自治会も覚書でやっている。内容を見ると、本当の要支援者ではなく高齢者が多い。本当に必要なのは寝たきりの要援助者であると思う。
委員	●災害が起きた場合、居宅で暮らしている高齢者で要介護４・５の方の二次避難の流れについて確認したい。具体的には、特別養護老人ホームと協定を結んで二次避難所として割り振りをして各施設で受け入れていると思われるが、川越市ではどうなっ

	ているのか。
事務局	⇒流れとしては、まず一次避難所を開設し、二次避難所の開設も必要があるとなった場合には、協定を結んでいる施設と連絡を取って開設をしていく、という流れとなる。今のところ実績が無いが、定期的に防災とともに施設と連絡を取り合ってシミュレーションしているところである。
委員	●高齢者だけではなく、障害者の入所系施設などについても分野別の流れができているということで良いか。
事務局	⇒川越市地域防災計画には掲載している。
議長	●重層的支援体制整備事業の取組について、要支援者に一番近いところで支援にあたっている地域包括支援センターの話をお聞かせいただきたい。
委員	●地域包括支援センターは、主に65歳以上の方の生活総合相談窓口として、川越市から委託を受けて支援を行っている。最近では新規の相談数も増加しており、相談の内容についても、世帯で複合課題を抱え、複雑化しているケースもある。地域包括支援センターでは基本的に高齢者の支援のみであるため、世帯で問題を抱えている事案については福祉相談センターに相談し、重層的支援体制整備事業につながった事例もある。重層的支援体制整備事業の中では、自立相談支援センター、こども家庭課、社協などで役割を決め、様々な関係機関が連携して支援を実施した。 今後の課題については、そうした世帯の支援を進める中で、不足している社会資源やサービスをいかに評価し吸い上げて形にしていくのか、ということであると考えます。また、重層的支援体制整備事業の取組みを専門職や地域に広く知ってもらうことも重要である。
委員	●資料4の1ページ社会貢献活動等の促進について、県の民児協で進めているところである。PTAや自治会などの活動については、若い世代の人達が仕事等で参加できない場合が多い。民生委員についても全国の欠員が1万5千人いる。そうした状況を踏まえた社会貢献活動の促進ということで、総務省から各市町村に通達が出ている。内容としては、県や市町村が条例化す

事務局	ることが必要だが、県や市町村の職員が地元で自治会の役員や民生委員になって休暇を取った場合には特別休暇を与えて良いというものである。県の民児協では知事あてに要請した。 条例化できれば、非常に良い方向になるのではないかと考える。 ⇒情報としては把握している。業務の種類によるが、県に要望しているということなので、動きを注視しながら今後の対応を検討・研究していきたい。ただ、今すぐということにはならないという認識ではある。
委員	●県で検討委員会を作るということで、9月に検討委員会を実施する予定である。来年は民生委員の一斉改選があり、欠員が増えてしまうと困るため、県の動きは早い。
議長	●計画には再犯防止推進計画が内包されているが、矯正施設から出られた方への支援に当たっている地域生活定着支援センターから、再犯防止に関する話をお聞かせいただきたい。
委員	●県から委託を受けている地域生活定着支援センターは、都道府県に1箇所設置されるものである。矯正施設から満期で出所される障害者及び高齢者が対象で、帰る場所もお金もないという方への支援をしている。出所してすぐに福祉サービスにつなげるいわゆる出口支援と、令和3年度からは起訴猶予や執行猶予で刑務所には入らないが釈放される方の支援（入口支援）を行っている。 ●埼玉県地域生活定着支援センターが設置された当時は、窃盗罪など軽微な罪を犯し一度出所したものの、帰る場所が無く刑務所に戻りたくなり再度罪を犯すという方が多かったが、この制度ができてから15年程経過して、何らかの福祉サービスにつながる場合が多くなった。 一方で、最近の傾向として、殺人や放火などの重い罪を犯した方の支援が増えており、福祉サービスにつながりにくくなっている。 また、精神障害者でアルコール依存や薬物依存の方も増えており、福祉サービスだけでなく医療につなげていくことも課題となっている。 ●再犯防止の推進が叫ばれているが、支援する側としては、再犯防止を目的として支援するのではなく、困った方たちを福祉につなげることで安定した生活を送っていただき、そうした支援

事務局	の結果として犯罪から遠ざけることが再犯防止につながると考える。また、様々な複合的な課題を抱えているケースもあるので、場合により重層的支援体制整備事業にもつなげていく必要性もあると感じる。 ●川越市地域福祉計画には地域生活定着支援センターとの連携と書かれているが、埼玉県全域の自治体と連携したいと思っている。一方で、地域によっては、罪を犯した人が生活するのが困難である場合もある。罪を犯している人の背景としては個人的な要因もあるが、社会的な要因というのもあり、常に生きづらさを抱えてきた故にサービスにつながらなかったということもあるので、自治体や地域など社会全体として積極的に一人ひとりを支援し機能することが重要である。 4 その他 ○「めぐり逢エールかわごえ」について、事務局（社協）から説明。次回は11月に開催予定。 5 閉会 〔11時40分終了〕
------------	--